

産業建設常任委員会 記録

- 1 開会日時 令和2年6月18日(木)午前10時00分開会
- 2 開会場所 三次市役所本館6階603会議室
- 3 事 件  
請願第1号 種子(たね)を農家・農民が自家増殖することを原則禁止とする種苗法改定案の取り下げを求める意見書の提出について  
議案第86号 工事請負契約の締結について  
議案第87号 工事請負契約の締結について  
議案第88号 工事請負契約の変更契約の締結について
- 4 出席委員 保実 治, 杉原利明, 竹原孝剛, 重信好範, 掛田勝彦, 月橋寿文, 山田真一郎
- 5 欠席委員 なし
- 6 説明のため出席した職員  
【産業振興部】中廣産業振興部長, 加藤産業振興部付課長, 秀吉農村整備係長
- 7 議 事

午前10時00分 開会

○保実委員長 定刻になりましたので、ただいまから産業建設常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員数は7名であります。定足数に達しておりますので、委員会は成立しております。

お諮りいたします。

本日の委員会に傍聴の希望があった場合、これを許可してよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 それでは、傍聴を許可することといたします。

次に、本日の日程及び審査の方法につきましては、タブレットの産業建設常任委員会の令和2年6月定例会のフォルダにございます順番のとおり行ってまいります。

請願1件について、提出者から趣旨説明と質疑を行います。その後、産業振興部の議案3件について、執行部の提案理由の説明と質疑までを午前中の想定としております。午後からは現地確認を予定しております。13時から大谷池、二ツ池、塩町頭首工の3か所をと思っておりましたが、二ツ池の場合、かなりの距離がありますので、これは中止にします。2か所に行くことにしますので。そして、帰ってきた後、議案3件について、討論、採決、意見集約等を行っていく予定でございます。請願の審査は、明日の参考人意見聴取の後、行いたいと思います。

以上の日程で進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 では、そのように進めさせていただきます。

それでは、審査に移りたいと思います。

本日は、提出者にお越しを頂き、三次市議会基本条例第5条の5の規定に基づき、提出者の意見を聞くこととします。

初めに、請願の内容について杉原副委員長のほうから読み上げていただき、確認を行います。

杉原副委員長、よろしくお願いします。

○杉原副委員長 それでは、タブレットのほうに請願というのが、フォルダがあると思いますので、開いていただいて、請願陳情文書表のほうをお開きください。

では、代読させていただきます。

請願第1号、種子（たね）を農家・農民が自家増殖することを原則禁止とする種苗法改定案の取り下げを求める意見書の提出について。

提出者、紹介議員は御覧ください。

請願の趣旨。

私たちの会は広島県種子条例制定を求める三次市議会請願者の会、庄原市議会請願者の会、安芸高田市議会請願者の会、東広島市議会請願者の会、安芸太田町議会請願者の会、種子（たね）を守る会広島及び広島県農業ジーンバンクを守る会などで結成された会です。

私たちは主要農作物種子法（1952年、昭和27年施行、以下「種子法」という）が2017年通常国会で廃止法案が決まった後、これから先、農家・農民にとって主要な生産手段である、種子（たね）との関係はどのようになっていくのだろうと不安になり、おのおのの地域などで勉強会や講演会などを持ち、交流をする中で、種子法や種苗法に基づく農政や種子行政を学んできました。

種子法は、戦後の農地改革などに代表される農業・農村改革の中で農家・農村の経済厚生と、主要な作物（米・麦・大豆）の増産と安定供給をめざし、優良な種子の生産・普及を「国が果たすべき役割」と定めていました。以来、農家の安定的な経営のためと、二度と国民を飢えさせないために、都道府県の各地域の風土に合った品種が開発され、現在、米の種子は100%自給しています。この種子法が2018年3月末日をもって廃止されました。そのため全国各地で不安と動揺が広がり、18の道県で「種子条例」が制定されました。広島県を含め7県で「種子条例」づくりが進められており（5月現在）、広島県においては県議会が率先して県と協議しつつ「広島県主要農作物等種子条例（仮称）（素案）」をまとめられ、2月下旬から1か月間のパブリックコメントも終え、同案が6月議会において全会一致で採択される流れとなっています。

政府は種子法が廃止されても、種苗法で補えるとしていたが、種苗法は種子を開発した企業の知的所有権を守る法律であります。種子法という根拠がなくなれば、義務づけられなくなった都道府県はいずれ予算措置ができなくなり、各地域の風土に合った品種の開発・保全・供給を、いずれ放棄してしまうことが心配されます。種苗法だけになれば、民間の知的所有権だけが守られることになります。

また、農業競争力強化支援法では、独立行政法人や都道府県が有する種子生産に関する知見を民間事業者に提供することを促進しています。このことは民間事業者に、今まで国や県が行ってきた役割を託するためと考えられます。しかし、これは、日本人が先祖から受け継いできた種子（たね）や、今まで国民・県民の税金で維持管理してきた品種の情報を、内外のとりわけグローバル（世界的）種苗会社の民間企業に提供することになります。これでは種子（たね）の公共性が著しく失われ、グローバル種苗会社の種苗支配により農業と食料の独占的支配を招きかねません。それ

は国民・市民の食料安全保障の問題であるとともに、ひいては農業・農村の有する多面的な機能も失われることとなります。

例えば広島県には1989年に設立された「広島県農業ジーンバンク」があり、そこには遺伝資源として稲約7,800点、麦約3,000点、野菜類約2,800点、豆類約1,600点、雑穀類約1,000点など計約1万9,000点の種子が保存されています。この情報を基に開発された品種の知的所有権は種苗法により民間企業のもので25年間守られ、農家は其间自家採取できません。それでは農産物の特産品の生産に支障を来しかねません。広島県では酒造好適米の作付や地域に合った米作り、野菜作り、地元産の安心・安全・おいしいをめざして栽培拡大等が県内各地で取り組まれ、各地域での特色のある農業づくりに努められています。

規制緩和は民間の活力が投入されてよい点は多々ありますが、こと基幹作物の種子（たね）はもとより、農作物全般の種子（たね）に関しては、国民・市民の食の権利と安全・安心を守るという観点からも、官の役割が必要と考えます。これらの懸念事項は、農業生産者、そして消費者にとっても、重大な問題であります。同じ認識で、種子法廃止に当たり、参議院では付帯決議として「都道府県での財政措置」「種子の国外流出の禁止」「種子独占の弊害の防止」などが求められました。

私たちの会は、それぞれの会で市町議会へ、公共財としての日本の種子（たね）を開発・保全・供給するための新たな県条例と施策を求める意見書を、県と県議会へ提出するよう各自治体議会へ働きかけをしました。結果9市町議会で県と県議会への意見書が採択されました。県議会議員の方々も同様の認識を持ってくださっており、広島県議会では県と協議の上、全会派一致で今年の6月議会において、広島県主要農作物等（野菜などを一部含む）種子条例が制定される流れになっています。

このような広島県内の動きに反して国会では安倍内閣により、種苗法が改定されようとしています。政府は種子法廃止のときに、種子法が廃止されても種苗法で補えるとしていましたが、このたびの種苗法改定の最大の問題点は、現種苗法の下での、農家・農民が初年度に購入した種から栽培した作物から来年の種を取る「種の農家の自己増殖の原則自由（法第21条第2項）」が改定案では「原則禁止で許諾制へ」と、新しく開発された種子の特許権の役割を果たす、登録品種の「特性表」による育成者権の擁護と「農家の種の自己増殖を牽制」し、しかも違反者には懲役刑と罰金刑が同時に課せられるという、農家にとって非常に厳しい、法改定案が今年の通常国会に出されました。

この改定がされると、種苗購入費削減を図るために自家増殖が広く行われている、主要農作物（米・麦・大豆）、芋類、豆類、イチゴや果樹類などの栽培はすぐに大きな影響を受けることになるおそれがあり、遠からず農家も地域の多様な種苗も激減することが懸念されます。

広島県主要農作物等種子条例制定に向けたパブリックコメントには161人の団体と個人から386件の意見が出されました。その中には広島県農業ジーンバンクの種子を遺伝資源として、これからは県が責任を持って保存し活用していく条例にしていきたい。遺伝子組換え・ゲノム編集の種子の取扱いや作付規制を求める意見など、種苗法に関わること、食の安全・安心に関わることなど、

多様な意見が多く出されています。

このことは、今国会で審議されようとしている種苗法の改定を考えると、極めて丁寧な審議と、その国民への情報公開が求められていることを示しています。まして「新型コロナ問題」で社会的な自粛と混乱がある中で、この法改定が審議されるようなことは大きな社会的・歴史的な禍根を残すこととなりかねないと深く憂慮しています。

法改定により種子（たね）の公共性が著しく失われ、グローバル種苗会社の種苗支配により農業と食料の独占的支配を招くようなことがあってはなりません。よって三次市議会として種苗法の改定案の取下げを求める意見書を政府と国会に提出されることを請願します。

以上です。

○保実委員長 それでは、提出者に入ってくださいと思います。

（提出者入室）

○保実委員長 提出者の竹松さん、形川さん、品川さん、それから熊谷さんです。

それでは、請願の趣旨説明をよろしくお願ひしたいと思います。

○竹松提出者 竹松隆司です。このたび、請願させていただいております。

一緒に来ております3人を紹介しておきます。形川健一さん、甲奴で無農薬農業で許可を取って、一生懸命頑張っておいでです。全国を2年ずっと空き家バンクを探して歩いて、ここが一番ええと言って、甲奴を見つけて、そこでやっています。それから、品川さん、下志和地で米とアスパラとトマトと長ネギを、専業でやっているわけです。ちょっと来て、今の現状を話してということでも来てもらいました。それから、一番向こう、熊谷さん、君田に実家があるんで、そちらで米作りしたりしながらやっておられます。私、形川、品川は、三次農協のあすなろう塾という農業塾があるんですが、あれのOBで、OB有志で交流したり自主研修したりしようということで、あすなろう塾生会というのを有志でつくっております。その会員で、そこで毎年何回か講演会とか勉強会とかするんですが、ここ最近、昔からの友人の熊谷さんに種のことなんかをやる、公開でやったりするから来てくれと、来てみんさいと言ったら、今年の1月、津村さんの種苗法についての、それから去年の10月の船越先生の種の話なんかの研修会というのがあって、今回の紹介をお願いして来てもらってということなんで、よろしくお願ひいたします。

○保実委員長 ありがとうございます。事前に提出者のほうから資料を準備していただいておりますので、事務局のほうで確認をお願いします。

○議会事務局 事前に提出者さんから資料を頂いております。タブレットに掲載しておりますので御確認ください。既に見ていただいていると思うんですが、請願のフォルダに先ほどの文書表、資料が1から6まで掲載しています。資料1についてはリーフレットの形になっているので、ちょっとデータで見ると不思議な感じになっているんですが、原本を頂いておりますので、皆さんにお一つずつお配りしています。あと、本日は追加の資料も御持参いただきましたので、皆様に、横でホッチキスがしてあるものが1つと、A3が折ってあるものが1つ、こちら、2種類配付させていただいております。よろしくお願ひします。

○保実委員長 それでは、提出者のほうから説明よろしくお願ひいたします。

○竹松提出者 説明させていただきます。

去年、この時期に三次市議会に対して、種子法が廃止されたので、それに伴って、新しい種子法のようなものを国はつくる、県は県条例をつくってくださいと、そういう意見書を出してくださいという請願をさせていただきました。議員の人は、当初、以前から言っとるんですが、議会としては賛成、全会一致で送っていただきまして、ありがとうございました。おかげで広島県種子条例のほうは話が進んできました、その経過を少し話させてもらって、今回の請願は何をしたかに入れさせてもらってあると思いますので。

手元の4番、広島県主要農作物等種子条例（（仮称）に関する参考資料）、出してもらえればと思います。請願を採択していただいて、去年の6月、すぐ県議の人をお願いに行こうと思ったら、去年すぐ参議院選挙がありましたので、8月2日に広島県会議員の下森先生のところへ、三次市では意見書を採択してもらったので、先生、広島県条例ができるように働きかけをしてください、頼みに行きました。そしたら、そこで、広島県条例は、わしらも作らにゃ意見と思うとるといわれまして、自民党県議団としての、参議院選挙終わって秋になったら本気でやろうと思っておるんで、あんたらも頑張ってくれということだったんで、はい、私たちも頑張って、庄原農協のある庄原市、三次農協のある三次市、それから広島北部農協のある安芸高田市、北広島町、そこらに意見書を出してもらおうように働きかけて行きますということで、働きかけに行きまして、時間差はあったんですが、それから、それぞれの市町の事情があったんですが、意見書を県議会のほうへ出してもらいました。県議のほうは、安芸高田市も意見書を出してもらったんで、10月12日土曜日に児玉事務所へ、県会議員、当時、副議長だったんですが、伺いましたら、やっぱりやろうよ、これが、10月2日に県議会の資料で出たものじゃがということで頂いたんで、それを何枚か印刷してまいります。広島県主要農作物等種子条例（（仮称）に関する参考資料）、背景、優良な種子の生産・普及を都道府県に義務づけた主要農作物種子法（以下「種子法」という）については、昭和27年の制定以来、都道府県が開発した奨励品種を生産者に提供することで安定的な食料の供給に大きな役割を果たしてきたが、民間事業者が参入しにくいことなどから、平成30年4月に廃止された。しかしながら、種子法の廃止によって、食料の安定供給、食の安全・安心、地域文化の伝承、酒米の消失、地域ブランドの存続、さらには特定企業の種子の独占による価格の高騰や外資系事業者の参入による遺伝子組換え品種の開発など、農業者・消費者への影響が懸念される。安全・安心な主要農作物の安定的な供給や本県農業の持続的な発展には、地域に根差した主要農作物を保存・継承していくことが不可欠であることから、県が責任を持って、地域の財産である主要農作物の優良な品種を守り、次代へ引き継いでいくための施策を推進することを目的とした条例が必要であるということで、県のほうで条例をつくる、その考え方はこうでということが始まりました。全国の条例制定状況、これは去年の10月で11だったんですが、今年の5月で18になっているというふう聞いております。

それから、今日、当日資料でA3のを持ってきとるんですが、上に農業競争力強化支援法案というのがあります。これ、当日資料でA3の分の左側ですが、農業競争力強化支援法案、これの国会での採択と、当時、種子法の廃止法がセットで国会を通過しました。この8条には、国は、良質か

つ低廉な農業資材の供給を実現する上で必要な事業環境の整備のため、次に挙げる措置その他の措置を講ずるものとする。4、種子その他の種苗について、民間事業者が行う技術開発及び新品種の育成その他の品種の生産及び供給を促進するとともに、独立行政法人の試験研究機関及び都道府県内に有する種苗の生産に関する知見を民間業者への提供を促進することというようなのを決めています。こういうことを決められて、広島県で、県議のほうもやっぱり考えてやった、さっきのあれです。

児玉事務所でもらった資料の裏に、今の広島県の当時の状況というのがありましたので、ここの下へコピーでつけさせてもらっていますが、広島県では育種は酒米のみ、原種は農業技術センター、これは八本松にあります。原種は広島県森林整備公団に委託している。そこであって、主要農作物なんで、主要とは何かといたら、水稻、水稻は、あきたこまちからずっとヒノヒカリ、恋の予感まで9つ。10番目の八反錦1号、それから千本錦、14番まで、これは酒米です。それから、ヒメノモチ、ココノエモチ、これはモチ米です。2つ目が麦、麦は3品種。大豆が2品種。主要農作物等種子条例、種子法時代、これをやっと思ったわけです。その当時の予算は大体年2,000万ぐらいなんです。これを、法が廃止されたからとって、やめたら大変なことになるのではという認識は県議会が持たれると同時に、私たちもそれでは大変だということで、請願書を出して、意見書を出してもらって今日まで来ております。

来たところの分が、資料5でつけております。資料5で、広島県議会提案、広島県主要農作物等種子条例（仮称）（素案）、目的から始まっていっとるのが、今、今月30日の県議会の最終日に条例として制定されている。これ、特徴あるのが、広島県主要農作物種子条例ではなしに、「等」という、一文字に書いとるんですが、このことによって、主要農作物以外に、定義の2条のところ、2条の（2）野菜等農作物、（1）を除く、野菜、花卉その他の農作物をいう、そういうものを広島県条例で少しは守ってこうという形になっています。広島県がこういうことをやっていたのに、さっき出てきました農業技術センターとか、それから農業振興財団、こういうところがあるんな遺伝資源なんかを持っておるんですが、そういうところとも、関係機関と連携して、農作物の種子の保存に努めるというようなのを3条の2項なんかに書いてくれています。3条の2項は、県は関係機関と連携し、酒米など従来から生産されている本県の特色ある農作物の種子の保存に努める、こういう形でやってくれたりしてということで、これが、こういうところまで行けたということで、ありがたいことだと思っておるんですが、そうしていたら、今年の通常国会に種苗法を改正するというのが出てきました。

じゃ、種苗法を何で改正するのかということについての論議はほとんどなくて、するという話が突然出てき出して、皆さんのところに一番最初に知られたのは、やはり中国新聞の社説が5月25日に出た。これは、資料の2でつけさせてもらっているんですが、種苗法改正案というのが出てきました。種苗の不正な海外流出を防ぐのが狙いということで、今回改正するんだという言い方でずっと書いてきとるんですが、しかし、それだけじゃ農家を守る視点はないということで、中国新聞の、改正案では登録品種の自家増殖には開発者の許諾が必要となる。自家増殖の制限は市場原理の中で開発者の保護を優先し、農家を種苗の消費者としか見てないようにも映る。企業利益を重視し

た成長戦略のための種苗ビジネスへ民間参入を進めたいのだろう。多国籍企業が種子を独占しかねないとの批判もうなずける。農業の発展は、その土地に根を張る小さな農家の存在があってこそである。そんな農家を守る視点は、知的財産権を守る視点とともに必要ではないかという論説になっ

とるんですが、出ました。これで、世間で少し知ってもらったような気がします。

私が種苗法の請願をしようと決意したのは20日の午後なんです、大体種苗法改正案は、何もなかったら、5月15日までに衆議院を通過して参議院に送るということになっただけなんです、いろんなことがあったようで、15日になって採択したという話が聞こえてこんので、新聞を見よつたら、朝日新聞が20日にちょっとした記事を出しました。東京のほうへ問い合わせたら、まだ審議に入らんとんという事だったもんですから、じゃ、今国会はまだなつらんとんということは継続審議と、そういう形にされるんだらうという流れになってきたんであれば、取り急いで各市の、庄原、三次、安芸高田、去年意見書を出して、種子条例の意見書を作ってもらった、その議会にこの種苗法の件でお願いしようということ動き出したのが20日の午後からかかりました。それで、29日までには三次市のほうにも出すようにさせていただきました。出した請願書そのものは、皆さんのほうで御覧いただいているかと思えます。今回は、もし間に合わなかつたら、議会で考える意見書の素案みたいなものを持つたら、考えつたら一緒に持ってきて、これはこれでもいいですよということだったんで、これも一緒に持ってきて出して、去年のときは議会のほうで全部、私で出して、あと、趣旨をまとめて事務局で意見書案を作ってもらえばいいでしょうとって帰ったのですが、今回そのように。

今日のための資料ということで、先ほどなんぼか加えましたけれども、と今日ので、種苗法と種子に関連してもう少しお話しさせてもらおうと思うんですが、ナンバー3の資料を見ていただければと思います。種子のもみ種の作付面積と、もみ種のJAがどれくらい購入しとるか、要するに、どれくらい使うとるかということですね。広島県内でもみの種は169ヘクタールとか162ヘクタールとか163ヘクタール、三次で105、104、102、100町ちょっとぐらいです、作付されている。隣の庄原、それから安芸高田でも作付されている。大体県北が多いです。そこで、じゃ、三次がどれくらいもみ種使うとるかといつたら、三次は、県で695トンのうちの93トンを三次が使っている。19年度は692トンのうちの92トンを三次農協、20年度、今年の春は655トンのうちの89トンを三次農協が使っている。種苗法の改定が問題、いろいろ話題になって、種苗ということなんで、種なんで、苗は苗なんです、うちは農協から苗を買いよるけえ、ほんじゃ、種苗の苗のほうじゃのうと言われるんですが、元は種で作つとんで、稲は種苗法の種の、苗のほうは芋づるとか、それからイチゴの苗とか、それから果物の接ぎ木にする、挿し木にする、苗のほうはそっちのほう、これのことを栄養繁殖とって、法律なんかで書いたりしていますけど、ということになっています。

そういう種子市場が世界でどれくらいあって、占めるのはどれかというのが下の丸円です。世界の種子市場3兆2,400億円、これは種のタキイさんがホームページで出しとるのを、山田先生がこっちへ出しておられるのをコピー取って、つけさせてもらっています。そのうちの大方が穀物類の種。それから、その種とかいうのは、世界中で誰らが持つとるか、市販しとるかというのは、種子・農薬の独占、それを見てもらおうと、世界種子市場をモンサント、ダウ・デュポン、シンジェン

タなどの企業6社で世界のシェアの66%、これが、今は合併して4社ぐらいになつるとかいう話も聞くんですが、そこが種の66%、農薬は76%で、種子法が廃止されて自由に出入りできる、まして国の持った知見とか県の持った知見を民間企業、これは、外国はいけませんとは書いてないんで、外国の企業を含めて民間企業に出せという、農業競争力強化支援法でやっとなんで、モンサントなんかにも出してやれ。

これから先、種で一番問題になるのは、日本でいったら、米、麦、やっぱり大豆なんです。その次に菜種油とか何とかいうのが外国からいっぱい入るけど、だから、主要カロリー、栄養素になるもの、それが取り合い、だっと押さえる。そのことを県議会で11月、県条例をつくってくださいとロビー活動に行ったんですが、県議の先生だとか竹松さんようきたねと、あなたたちは、これは食料安保じゃということを知ってやりよんか、食料安全保障じゃけんね。あなたたちは、ゲノム編集じゃ、遺伝子組換えじゃいう作物についてどういうふうにとる、いや、それは直接、今回の条例にはありませんけど、これは困る、いけんということで、この前、講演会を持ったら、200人ぐらい弁護士会館の大ホールへ入ったんですが、結局、名刺交換、17名させてもらったんですが、ということであります。

今回、種苗法は、これを細部まで、種子の世界市場で活躍しとる人たちが、日本の中に堂々と入ってくることができるようにするための法改正、法準備だというふうに思います。中國新聞が社説の前半で、日本から持ち出されるのがあったから法改正するんだ、日本の知的財産を守るために法改正するんだという書き方をしとる、それは、みんなに聞こえがええようにするためにしとるんで、知的財産を守ろうと思ったら、種苗法を改正してもだめですよと、やろうと思ったら、唯一できるのは、裏側に、皆さんのほうでは資料、日本農業新聞の2020年5月21日という資料をつけとるものがあります。種苗法改正見送り、農家利益を第一に、日本農業新聞。これの真ん中辺に、2段目の一番最後の行、法改正によって違法な海外持ち出しの差止めや損害賠償請求が可能となる知的財産の保護につながる道だと書いているんですね。ただ、最も有効なのは、開発者が輸出国で品種登録をし、日本産ブランドの侵害を防ぐことであり、法改正を待たずとも、官民を挙げて輸出阻止に全力を傾注すべきだと書いてある。

安芸高田市で同じような請願を出すのに、三次高校の私の同級生なんか手伝ってくれて、マツダの車のシートなんかをやっとなる南条装備で工業特許の申請団体の顧問をしとるの、タニムラ君っておるんですが、彼が言ったのは、工業特許は市に出づらい、教えない、それでも守れんと思ったら、特許を公開して、特許として知的財産を守る。それはしても、国内の特許、国内だけですね。相手国に取られちゃいけんと思ったら、取られそうな相手国、進出しようとして、その国で同じものを特許申請する、それで、うちの特許を侵したら法的対抗措置をするよとやるんだと。農業の知的財産と言われるものであれば、それをやる意味はないんだと。だから、農園に外国から農業見学に来たときに自慢げに見せたり、土産に持って帰らすとかいうようなことしちゃだめなんです。枝を折ってから、ポケットへ入れとるか分からん、土なんか取らせちゃいけんという、そういう啓蒙教育もせにゃいけんし、政府に外国で種苗登録するのを支援せえという、そしたら、ええと思いますが。そういう意味でいったら、中國新聞の書き方も、そういう見出し、最初の書き方にな



っつらなので、知的財産を外国に対して守ろうと思ったら、外国に対してはそうせざるを得ん。それは、皆さんの手元では、このリーフレットを開いてもらって、1番のQアンドAの下のところ、海外流出を防ぐためには品種登録が唯一の対策であると、農水省自身が2017年11月に述べています。米印で、独立行政法人農業畜産振興機構ホームページ。これは、事務局の中田さんにも調べて、確認してもらっています。こういうことです。知的財産が出とるけえ、一種の民族意識をあおって、今回の種苗法、国の財産、知的財産を守るんじゃと、あおられとるけども、それはあおりであって、本当はこっちへ変えてくる。

そのことによって、今、一番問題にされとるのは、最後にこれだけ言われてもらって、私の長い説明を終わりますが、手元の本日資料の中でA3の左側、これは、この間、14日にも向原で種苗法改正についての講演会、津村さんが来てしたり、それから私もこういう広告したりしたときに、やっぱり用意しとけばよかったなと思ったもんですから、今日は追加資料です。「種苗法の概要認定知的財産実務シリーズ」という本を、コロナで図書館が閉館になる直前に借りることができたんで、こういうものを作ることができたんですが、種苗法は1988年にできとるんですが、1991年にユポフ条約に加盟した、それにのっとりた法改正を、国内法の種苗法をせにゃいけんということでされたのが今の種苗法なんです。この法律、新品種の保護のための品種登録に関する制度、指定種苗の表示に関する規制等について定めることにより、品種の育成の振興と種苗の流通の適正化を図り、もって農林水産業の発展に寄与することとする。2条、この法律において、農林水産物とは、農産物、林産物及び水産物の生産のために栽培される種子植物、シダ類、せんたい類、多細胞の海藻その他政令で定める植物をいいとなつとるんですが、19条に、育成者権は品種登録により、育成者権というのが、工業特許でいったら特許権です、工業特許権。品種登録というのが、特許登録したということにする。20条には、育成者権を持つとる者とはということ、工業特許を持つとる者は、それを独占して使って、人に売ってもええですよというような内容で、問題は21条なんですが、育成者権の効力が及ばない範囲というのが21条についとるんです。そういう特許を持つとるも、今から言うところは特許でできませんよと、それには、新品種育成のための試験や何かのために品種を使うときにはできませんよと。21条の2項のところ、農業を営む者で政令で定めるものは、最初に育成者権者、専用利用権者または通常利用権者により譲渡された品種、これは、特許を持つとる人から買うたということですね。買うて、譲渡された登録品種と特性により明確に区別がない品種及び前条第2項各項に掲げる品種（以下「登録品種等」と称する）の種苗を用いて収穫物を得、買った種や苗を用いて収穫物を得、その収穫物を自己の農業経営においてさらに種苗として用いる場合には、育成者権の効力は、そのさらに用いた種苗、これを用いて得た収穫物及びその収穫物に係る加工品には及ばない、及ばないと書いとるんですね。だから、買った種や苗で自分で栽培して、今年栽培して、秋にその一部を種に取って、来年使うことは法に違反せんよと、大丈夫、認めるよと、そうやって書いとるんです。ただし、契約で別段の定めをした場合は、この限りでない。ただ、これはよくされとるのが、トマトのアンジェラとかいうのを、苗を買ったときに、絶対よそに売っちゃいけんよ、それから、芽挿ししちやいけんよとか、分かる人は大体すぐ言ってくれますからね。そういうことしちやいけんよとか、細かい、ということがあります。3項の契約云々かん

ぬん、21条の3項は、2項の例外の例外をまた書いとるんですが、そのところの品目が、昔は80ぐらいだったのが、ここ二、三年で300超すぐらいの数に増えております。結局、特許持ったものを使えば、最初買うときには種を取る、2年目のときには、種を来年使おうと思ったときには、今は自由に、今度、法改正で、来年使おうと思ったときには、これから使う分には何ぼか金を払わないけんのですから、じゃ、払うて使います、よう払わんけん使うことできませんということで、今回の種苗法の改正で農家が不利になるというのは、この21条の2項をなくすという考え方が出てきとると。

特許申請の仕方が見やすくなったとか詳しくなったとか、それで特許が守れるようになりましたよというのは、それまでいっぱいしとるんですが、それは悪いとは言わんですけど、ここが取られたら、毎年高い種を買わざるを得ん。稲なんかでは今年の種、今やってる種のもみを作りよるんですが、それが自由にならん。今、コシヒカリはやるんです。コシヒカリはだんだんだんだん作りにくくなってきよるんです。コシヒカリをちょっと変えたものを特許登録して、コシヒカリの種はもう売りませんよと、売ってもええけど、あんまり市場では相手にしてくれませんかよということをしていて、コシヒカリ何号というようなのをしたときには、今、コシヒカリがキロ500円ぐらいの種で、1反で4キロで2,000円ぐらい、10町やとつても、それだけの種。それが大体8倍から10倍ぐらいになるんじゃないか。そしたら、それだけで、今日も控えのところで、そこらのことを品川さんと話してて、品川さんが3町やとつて、「わし、こんだけの金出すといたら、かなわんで」というような話になつとつたんですが。狙われているのは、大根とかカボチャの種、種苗と思ったら連想するんですが、ターゲットはやっぱり主要カロリーになつとるところ、そこがターゲットにされとる。そのための主要農作物種子法の廃止であり、農業競争力強化支援法で、そういう経験、種を作る知見を全部企業に、外国企業を含めてやれ、種苗法で先になつとることははって、で、やってくる。農家はとてもじゃないことになる。そこらを県会議員の先生方、もっと政治的にみこしておっちゃったです。ああいう去年の10月2日に条例をつくるコンセプトの考え方をまとめられたんです。

長い話になりましたが、私のほうから以上で、関連するところは私なり3人のほうに聞いていただければ。どうもありがとうございました。

○保実委員長 ありがとうございました。

それでは、質疑に入りたいと思いますが、委員の皆さんのほうからありましたら。

掛田委員。

○掛田委員 今、丁寧に御説明していただきましたが、価格帯の国際競争力をつけなきゃいけないということが昨今言われているような状況の中で、世界のグローバル市場の中に完全に日本の農家というものが組み込まれていると、一見聞こえはいい、農家の足腰を強くしていかなくちゃいけないというような状況が大義名分であるんでしょうけども、やはりそこには、国際競争力の中で非常に大きなダメージを受ける可能性がある日本の中小の農家さんの存在というのが、もう今の状況で顕在化するということが分かっているというふうな、そういう大きな流れの中での種苗法のお話で、そういうふうにつけてよるしいでしょうか。

○保実委員長 どうぞ。

○竹松提出者 今問いがあった、そういう側面ははっきりあります。じゃ、日本の米がアメリカの米より国際競争力がないと言われるんですが、実は、アメリカの米が日本の米よりも舶来品云々というのは、あれは、米をアメリカから出すときまでに、農家の、日本でいったら個別補償のような、所得補償をするようなものがある。輸出すれば、輸出を促進したということで、見返りが後でつくような形、それがあって、実はアメリカの埋め合わせはあって、あの価格で米が出るとということなんで、日本の米が少しでも農家を安定させるために、そういうこともさせてくれと言ったら、一旦なりかけたけど、今は衰退させられとって、早く言えば、素のままで国際競争をやれやと言われよる状況に追い込まれとる。それで、これが出てきとるという。だから、先生おっしゃったように、後は大変な状況が推察される、懸念される。

以上です。

○掛田委員 ありがとうございます。

○保実委員長 ほかに。

竹原委員。

○竹原委員 今日はありがとうございます。農家の皆さんの種苗法改正、種子法改正の反対の動き、あまり強くなかったというか、その辺りはどういうふうに皆さんが思われとるのかなというのが聞きたいです。

○保実委員長 はい。

○竹松提出者 竹原委員のあれに直接回答になるかどうか分かんのですが、今回の請願をしたいということで、20日の午後から思い立って、動き出した。これは安芸高田の体験なんです、安芸高田は三次よりも一日でも早う準備してくださいと、3つやるのに時間がないけんと思って、一生懸命やって、なかなか聞いてもらえない。それでも、去年、種子条例をやったときに、3つの農協、庄原、三次、安芸高田、組合長に、市会議員の先生についてってもらって、「一緒に頑張ってくださいよ」と頼みに行ったんですが、庄原、三次は「ふふふ」だったんですが、安芸高田は「わしらもやらなにやいけん思うとる」という話なんです。その安芸高田の中で、今度、私、ここに10名そろえたんですが、25日の中国新聞が出るまでは大変でした。25日の中国新聞の社説を読んだという人が何人かおられて、そこから話を聞いたんですが、これが出てからは非常に、「今回のこれは大きな毒が入るとるらしいの」と言って、これは三次でも一緒です。三次でも、私を含めて10人来とるんですが、あすなろう塾生会の人を中心に署名してくれとるんですが、それらのことで、人は集まったけど、5月28日の午後に、紹介議員になった先生方も含めて、農協の会議室を借りてしたんですが、そこで10名そろわんかって、全部行ったんですが、中国新聞のその記事を読んだ人は、やっぱり早うしてくれんかと、マスコミも含めて、それから農協も含めて、種子法のときも種苗法のときもあんまり話題にしてくれていませんでした。これは熊谷さんがよう言うているんですが、「「家の光」読んでも、種苗法も種子法も一つも出てこんで」。「家の光」は機関誌になるんですが、「出てこんで」言うて、それが25日の中国新聞の社説では、前段のところでは言い分、ちょっとあれなんです、後段のところでは雰囲気が変わって、10名の署名、私を含め10名の署

名そろえるのに貢献してくれている。マスコミの力は違うなと思った次第です。

回答になりましたでしょうか。

○保実委員長 竹原委員。

○竹原委員 農家の危機感もですが、要するに、我々消費する側も危機感が薄いんですよね、こういうことに対して。ここへ、「世界」に書いてあるように、今回の食料自給率の問題ももちろん、ここへ書いてあるように、コロナの状況で輸出入が今停止状況であって、ここでやっぱり、日本は日本の食料を守っていかんと、我々消費者もそうですし、作っておられる人もやっぱりせにゃいけんのじゃないかなということですね。今回、コロナの中で特に危ないなというふうに思っています。ちょっと頑張りたいです。

○保実委員長 ほかに。

副委員長。

○杉原副委員長 データでいうと、日本の農家さんの大体9割が毎年種苗を買うとすると、自家増殖じゃなくて、9割の方が普通に買うとるという状況があって、今回の種苗法の改定において、一般品種は結局今後も自家増殖できると、登録品種だけが自家増殖に許諾が要するというようなことになるという中でいうと、お米の大体84%が一般品種、野菜の91%ぐらいが一般品種ということで、そこまで影響が出るのじゃないかというような意見もあるんですけども、そこら辺は。じゃけん、1年以上流通しとるような種子は、これから登録品種にはもう登録できんというような話も聞くんですけども、じゃけえ、一般にほとんどの品種が、農家の皆さん、自家増殖できるというような状況というふうに聞くんですけども、そこら辺はどのように、影響がものすごいものだというふうに思われてとってですか。

○保実委員長 どうぞ。

○竹松提出者 今、杉原委員のほうから、一般品種のほうがたくさん使われとるよという話も出たんですが、数でいえば、ものすごい出とるよなんで、だけど、主力になつとるのは数が知れとるとのことなんです。米も、例えば三次であれば、農協から種または苗にしたものを買って出せばきんさい米扱いで、500円高く買ってやるぐらいなんです。そうでなかったら、一般米ということで、それに対しては500円安いよというあれで、みんな、できるだけそうしようという形でやつとるんですが、さっき、大体500円、コシヒカリは500円のめどなんですけど、1反で4キロ、今はそれで買い取ってくれとるから、種を買っても、これが、さっきちょっと言ったんですが、時代は昔から変わったというやり方で、コシヒカリ何号とかいうようになったときには、現行のコシヒカリとは違うんで、これでいってくださいよと。しかも、そのときには、開発するノウハウが民間企業へ行つてやつとるわけだから、民間企業のコシヒカリX号でやってくださいよ。そしたら、X号はキロが3,000円から5,000円ぐらいする。じゃ、今までのコシヒカリとか新千本とか、そういうのはどうなるかというのは、国内産米、日本国内で作った米、国内産米ということになって、多分表示でコシヒカリ、三次きんさい米というようなことは、食料表示との関係でできんようになってしもうて、一般米。そうしたときには、農家は選択の余地はもうなくなってくるんですね。野菜でも同じような誘導がされれば、青首大根、宮重132号、この名前を宮重ウインといいますというような

のをして、これを推奨してください。ほかの道の駅なんかへ細々出して回るんですよ。とりあえずこがなんでええがと言って。主力のところをそういうふうには押しえられていたら、個々の農家、農業法人でも一緒ですが、それに従わざると得ん。農業法人のように大きくなればなるほど、マックスで売り買いできる場所の言うことを聞かにゃいけん。専門農家の品川さんなんかが一番大変だと思う。私らみたいに、赤字になっても年金で何とかというのはまだしも、多くの方は。だから、一部で、杉原委員が指摘されたような話になるんです。今こうなんじゃけえ、将来もそうじゃろうという話にはなる。

実は南米なんかでは、それで全部一気にやられたということなんです。それは、後、時間があれば、今日、岩波の「世界」の7月号からの抜粋を作ってきているのを、ここに資料に入れて、出してもらってるんですが、それを報告しながらやらせていただければと思っております。

杉原委員への説明になったかどうかと思うんですが、基本的な考え方のところ、そのような思いがあつて。

○保実委員長 時間も押しておるんですが、皆さんのほうから何かまだありましたらどうぞ。

重信委員。

○重信委員 今日はありがとうございます。今回の改定案では、登録品種の自家増殖が原則禁止になるということで、その土地に合った作物育成の営みが壊されるということですよ。しかも、自家増殖には育成者への許諾料の支払いが求められ、購入し続けるか、許諾料を延々と支払い続けることになって、農家に大変な重みが来るということで解釈してよろしいでしょうか。

以上です。

○保実委員長 どうぞ。

○竹松提出者 結果的に、許諾料とか何とかいうことを払わなきゃ種が買えないような状況に追い込まれて行って、それを買う。その買った種を今、さっきの農薬と肥料を独占しているところが、うちの種を買うんなら、うちの肥料を、うちの農薬を使って、こういうふうには栽培してくださいね。栽培した後は、うちの指定した商社がそれを全量買い上げますと、よそに売ってもらっちゃ困りますよというような形で押し進めてくると思います。

○重信委員 ありがとうございます。

○保実委員長 ですから、遺伝子をちょっと換えてみたりすることはできるということですか。

○竹松提出者 できる。

○保実委員長 今度、あと、肥料とセットで売り込みに来るということですか。

○竹松提出者 はい。

○保実委員長 月橋委員。

○月橋委員 今のお話でちょっと、疎いところもあるんですけど、基本的に農協さんから買うような形になっているんですね。それとも、それぞれ農家さんによって、先ほど言われた商社とか、いろんなどころの人が売れる。

○保実委員長 はい。

○竹松提出者 今、農協さんからたくさん買ったり、それから小さな、ちょっとした苗ならホーム

センターへ行って買ったりということをしていますけど、農協さんが今回のことで声をあまり上げてないのは、そこら辺もあるのかなと思ったりしとるんですが、この農業競争力強化法とかいうのがお話できんですね。農協改革というのがあつとるわけですね。全農中央を、統率権を、傘下農協に対して指示行動するような権限を取り上げて、一般財団法人で、農協の力をどんどんどんどん種苗会社がそいでくると思われます、いろんなことを使うて。そのために、農業強化支援法というのを通したわけです。だから、今の農協が、文句あるけども、何ぼかはやっぱり農民を守ってくれとるんですが、ええ具合に守ってくれとるものは今いっぱいあるんですよ。やっぱり守ってくれとるところがある、農家を。その力もどんどんどんどんそがれていって、今、農協を1つの事業体にして競争せえよと、農民の協同組合とかいうのは関係ないからしなさいとなったときには、個々の三次農協とモンサントとか、日本でいったら、三井物産がつくっておるような農業会社とかと競争になるかといったら、今、広島県に13の農協がある、その13の農協で、一つ一つで対応策にしていこうと思つたら、とてもじゃないけど、ようせんような状況になると思います。やるときには、そういうことも一方で政治的な裏づけだから、この種苗法改正で種子を独占したいと思う人たちが取ってくると思われますよ。そしたら、行く先は、農民はそういう国際的な大企業の言いなりになる、現代の農業奴隷はそがになされてしもうていくんじゃないかという懸念を持っています。農協は今よりも力を持って、農民を守ってくれるんですから、願うことはないです。ただ、農協も、金融のところを見たらそうですが、銀行と一緒にことをしよるんです。銀行と共存できるようになったわけですから、だから、農業資材部門だって同じことをやられてくるかも。資材の中の一番核になるのは種ですからということで、回答になつとるかどうかわからんのですが。

○保実委員長　どうぞ。

○熊谷提出者　私は、4反を8枚の田んぼに分けて作りよるんですが、「家の光」なんか読んでみて、こういうことなんだなと思つたのは、JAというのは今は連合体ですよ。じゃけえ、単位農協で、昔みたいにばつとこう、一律決まって取るんじゃないなくて、単位農協ごとにいろんな判断ができるような形になつとるらしくて、食料米じゃないんだけど、飼料米ですよ。あれを作るのに、三井化成という会社があつて、日本の中では大手ですね。そこと直接契約をして、一切の栽培について委託をするんですよ、技術委託を。その代わり、できたものは一括、三井化成がJAよりも有利な形で全量買い取りますという形で。それはもう一括、資材も農薬も一括契約で、技術指導も含めて、いつの時期に耕して、いつの時期に水を入れて、でかいて、そのときに元肥はこれをやる、三井のがせんいですから、今度、除草剤はこの時期にこれをやる、こう指導するわけですよ。それに乗っかつとりゃというようにして、できたものは全量、有利に買い取ってくれるということで、うちのJAの経営として、飼料米だけはそういう契約をしてやるんですというような感じであるというのを聞くんです。読むんですよ。そうすると、それが、三井が、モンサントとかデュポンとか世界の大手が入ってきて、個別に有利な条件でということで、経営をそこで持つていこうとすると、もう何もかも全部が、資材から一切を頼るような形になつてくるとということで、これは、JAなんか吹っ飛ばすぞと思つたりするわけですよ。その割には、種子法も種苗法もJAは反対せんのだろうかと思つただけど、ちょっとよくわからんのですが、そういうことかなと思つて、大変だな

と思うて、危機感を漠然とながら覚えるんです。

ということで、私らみたいな中山間で標高500メートルみたいなところで棚田を作りよると、どうなるのかなと思うて、食料自給率が36%というようなときに、よその国は輸出なんかしませんよ、危機的状況になったら。そしたら、何作れ、麦作れ、米作れといったって、2年も3年も5年も10年も遊ばせとる土地なんか、米なんかできませんからね。そうすると、やっぱり本当に身を守ろうと思ったら、中小の農業経営を守るようなことを考えていかんと、先、ほんまに困るんじゃないかと思うんです。ということで、今回の種子法、種苗法の関係についてはよろしくお願ひしたいと思います。

○山田委員 私もいいですか。

○保実委員長 じゃ、最後に。

○山田委員 もちろん国際問題があるということで、種を守ることより、農家の方々を守りたいという思いが強いですね。賛成なんですけど、自家で種を、子ども、孫、ひ孫と栽培されている中で、どうしてもその品質が守れない、味が変わっていく、トマトにしても糖度が落ちていくというのがどうしても起こることじゃないかなと思うんですよ。私は、先ほど言ったように、農家を守ることが大切なのでは思うんですが、やっぱりそういうことをおっしゃる方がいらっしゃるんで、その辺の対策じゃないですけど、返しの部分、何か参考になることがあれば、お知らせいただければと思います。

○竹松提出者 形川さんのほうが自然農法で何年とやっておられるんで、聞いてもらったら、アイデアで、一般論的には、種子の更新というのをやっていきましょうということには異議ないわけで、種の交換もきちっと、県なら県の種なんかで維持してやってってくれよという県条例になっとるわけですから、県条例の中で大切なものは県知事が指定して頼みますよという条例になっとるわけですから、今先生が言われたことについては県に動きがありよるわけです。現場での体験みたいなのを形川さんに聞いていただければと思います。

○保実委員長 はい。

○形川提出者 甲奴で小さい農家をしているんですけども、先生おっしゃった、種をつないでいくことで、本来のブランド名とは違った品種になっていくんじゃないか、当然そういう懸念はされるんですけども、つないでいくことで、その土地に合った固定種、在来種に変わっていくと考えています。なので、その場合はまた違った甲奴産のということでブランド化できると思うんですね。従来の、なので、企業さんの勧めるのとは違った地産地消をめざした、より狭い枠です。固定種、在来種、融合型もいますので、そういったものをめざしていくことで、違う方向に進んでいけばいいと思います。

○保実委員長 それでは、時間が押しておりますので、説明と質疑、本当にありがとうございました。提出者の皆さん、本当に御苦労さまでした。ありがとうございました。

それでは、退室のほうお願ひいたします。

(提出者退室)

○保実委員長 請願については、明日、参考人意見聴取を行いますので、討論及び採決について

は、その後ということですので、明日に行います。

それでは、産業振興部に係る議案3件について審査を行いたいと思います。

(執行部入室)

○保実委員長 それでは、産業振興部に係る議案3件について審査を行いたいと思います。

改選後、初の定例会ですので、執行部については、説明員の皆さんの自己紹介からまずはよろしくをお願いします。

○中廣産業振興部長 産業振興部長の中廣と申します。よろしくをお願いします。

○加藤産業振興部付課長 産業振興部付課長、加藤と申します。よろしくをお願いします。

○秀吉農村整備係長 農政課農村整備係長、秀吉と申します。よろしくお願ひいたします。

○保実委員長 ありがとうございます。

それでは、議案第86号、工事請負契約の締結についてを審査いたします。

提案理由の説明をお願いいたします。

中廣産業振興部長。

○中廣産業振興部長 それでは、産業振興部から、本日、議案第86号から第88号まで3議案御審査を頂く日程になっております。順次説明をさせていただきます。

まず、議案第86号、工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

本案は、平成30年7月豪雨により被災しました畠敷町のため池、大谷池災害復旧工事において、本年2月26日に一般競争入札を予定しておりましたが、入札参加者がなく不調に終わったため、請負可能業者を改めて選定したところ、請負可能との回答を得ました株式会社ガイアート中国支店と地方自治法第167条の2第1項第8号の規定によりまして、2億4,970万円で仮契約を締結いたしました。よって、三次市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定より市議会の議決を求めようとするものです。

ため池の概要について、若干御説明をさせていただきます。

事前に資料のほうも送らせていただいております。タブレットのほうに資料があろうかと思いますが、併せて御覧いただければと思いますけど、大谷池の堤体の長さが50メートル、高さが9.9メートル、貯水量が4万4,000立米でございます。そして、主な工事内容といたしましては、堤体工の盛土が1万2,900立米、洪水吐工、取水施設工、仮設工でございます。パイピングによる堤体の陥没、底樋管の破損があり、全ての堤体を掘削するため、全面改修の工事となります。

説明は以上でございます。審査の上、御承認いただきますようよろしくお願ひいたします。

○保実委員長 では、質疑をお願いいたします。質疑のある方は挙手をしてください。

掛田委員。

○掛田委員 私もなかなかこの分野はよく分からないことが多いものですから、教えていただきたいと思うんですが、まず、入札をしたんですが、不調で契約ができなかったということではあるんですが、公共事業、要するに、行政が発注を、あるいは入札を求めていく土木とか、あるいは建設の場合、その過程が私もよく分からないものですから、ちょっと申し訳ないんですが、イロハのイから教えていただきたいんですが、その場合、土木と建設に関わるところで、例えば見積額をどう



いうふうにお決めになられていくのか、あるいはその後、積算事務所とかおありなんですかね。設計事務所に依頼し、また積算事務所にお願ひし、外部のコンサルタントに出されるケースももちろん当然あるんでしょうけど、そういうところで金額をある程度積み込んでいくと。そして、最終的にこれでお願ひしますということで入札をかけられていくんですが、なかなか今、建設関係もいろいろ事情があって、不調になるということが多いんじゃないかと思うんですが、そういうケースの場合、じゃ、なぜ不調に終わるのかとか、その辺りからお聞かせいただければ助かるんですが、よろしいでしょうか。

○保実委員長 流れを先にちょっと説明してあげてください。初めての議員さんですから。

加藤課長。

○加藤産業振興部付課長 工事発注までの流れなんですけれども、まず、一般的には、今回もそうですけど、発注するために設計が必要と、これを、コンサルさんを中心に測量、設計させていただきます。その数量等を基に発注用の設計書というのを市の中で作成します。それで、設計書によってできたものが基本的には見積りという、入札でいけば予定価格等になるようなものであります。それをもって、基本的には130万を超えたものについては入札をしていくということで、三次市の場合は、入札方法はいろいろあるんですけど、一般競争という入札方法によって入札をさせていただいています。今回、不調に終わったんですけども、一般競争で、参加資格条件をいろいろたってあるんですけども、その資格に該当する方が、参加資格がある方のうち、参加をしていただくということになるんですけども、今回、参加者がゼロ社であったために不調に終わったということになります。

○保実委員長 掛田委員。

○掛田委員 ですから、この請負金額というのは、もし的外れな質問をしたら申し訳ないんですが、当初、本市が考えていた入札の金額とこの請負金額というのは、差異というのが発生するということが当然あるんでしょうか。

○保実委員長 加藤課長。

○加藤産業振興部付課長 今回につきましては、入札までに参加者がいなかったということで、なぜ参加者がいなかったということ、要因もある程度想像できるんですけど、30年7月豪雨災害につきましてはかなり工事の量も多かったということの中で、市内業者さんも手いっぱいだったんだと思います。そういった中で、入札不調、多く発生しているんですけども、今回、この件についても参加者がいなかったということになりますので、価格がどうかということ、あったかどうかということについては、ちょっと私のほうには伝わっていません。参加をしていただいて、入札をされた中で落ちなかったとかいうことの実事があれば、価格に対して安かったのかどうかという議論にもなるかと思いますが、そもそも参加者、手を挙げていただくところがなかったということの不調になりますから、価格についてどうこうというのはちょっと。

○保実委員長 ほかに。

月橋委員。

○月橋委員 最初の設計とか測量とか、見積りするわけじゃないですか。その業者の選定とか、

それは相みつであれですか、何社かの業者でこの金額を出している。正確な金額というのがなかなか、工事に関して出るものなのかというのがあると思うんですが、その辺、どうですか。

○保実委員長 加藤課長。

○加藤産業振興部付課長 測量、設計につきましては、今回、農林土木という、うちのほうの事業になりますので、民間のコンサルさん、災害復旧事業という業務の中で、緊急を要するという中で、民間コンサルさんでありましたけども、随意契約をさせていただいています。その中で、図面、あるいは価格の基になる各種数量等、工事の数量を基にうちの中で積算という、ちょっと専門用語になりますけれども、数量を基に積み上げて設計書を作成したときに工事費の基になる金額が出てくるということになります。

○保実委員長 ほかに。

竹原委員。

○竹原委員 道路もめげとった、この周辺の道路。

○保実委員長 加藤課長。

○加藤産業振興部付課長 大谷池につきましては、直接道路そのものの被災はありません。もう一つ、次の案件については。

○保実委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 ないようですので、議案第86号の質疑を終わりたいと思います。

次に、議案第87号、工事請負契約の締結についてを審査いたします。

提案理由の説明をお願いいたします。

中廣産業振興部長。

○中廣産業振興部長 議案第87号、工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

本案は、平成30年7月豪雨により被災しました和知町のため池、二ツ池災害復旧工事において、本年2月26日に一般競争入札を予定していましたが、入札参加者がなく不調に終わったため、請負可能業者を改めて選定したところ、請負可能との回答を得ました株式会社広栄産業と地方自治法第167条の2第1項第8号の規定により、2億2,550万円で仮契約を締結いたしました。よって、三次市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により市議会の議決を求めようとするものでございます。

二ツ池の概要でございますが、堤体の長さが43メートル、高さが11.2メートル、貯水量2万8,000立米でございます。主な工事内容といたしましては、堤体工の盛土が1万500立米、洪水吐工、取水施設工、仮設工でございます。こちらについては、ため池の一部が決壊をしております、取水施設を含めた全面改修の工事となります。

午後からの視察が不要になったということで、写真を用意させていただきます。

説明につきましては以上でございます。審査の上、御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○保実委員長 では、質疑をお願いいたします。

山田委員。

○山田委員 私もちょっと分からないので、教えてもらうんですが、入札をかけて、手を挙げる業者がいなかったという、期間が結構かかったという話なんですけども、今回、この契約に至った理由というのは、先ほどの話と一緒に思うんですけども、理由があれば教えていただきたいと思います。

○保実委員長 加藤課長。

○加藤産業振興部付課長 先ほどの大谷池も含めて、二ツ池の案件も、参加者がいなかったため不調になりましたけども、この2件の入札につきましては、県内本社本店まで拡大をさせていただいて、入札をさせていただきました。それ以外は市内業者の一般競争入札ということなんですけども、二ツ池と先ほどの大谷池の、この2件の工事につきましては、県内まで幅を広げてさせていただきました。ただし、結果的には不調になったんですけれども、再度、時間的な中で、再入札ということで、随意契約ということで進めさせていただいたんですけれども、選定に当たっては、入札の要件と同様、県内、いわゆる市外というので、県内業者を中心に選定させていただきたいという中で、いろいろと情報を頂きながら、当たらせていただきながら、現場を見ていただいた中で、何とか可能であるという回答を頂きました。

○保実委員長 ほかに。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 ないようですので、議案第87号の質疑を終わりたいと思います。

次に、議案第88号、工事請負契約の変更契約の締結についてを審査いたします。

提案理由の説明をお願いします。

中廣産業振興部長。

○中廣産業振興部長 議案第88号、工事請負契約の変更契約の締結について御説明申し上げます。

本案は、平成30年7月豪雨により被災した塩町頭首工災害復旧工事において、長岡鉄工建設株式会社と締結している工事請負契約の変更契約を締結することについて、三次市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により市議会の議決を求めようとするものです。

その内容は、請負金額を1億4,685万円から1億5,367万7,700円に変更しようとするものです。なお、本件は、当初予定価格1億5,000万円未満であったため議決に付す必要がありませんでしたが、変更契約において、議決に付すべき予定価格以上となったため提案するものでございます。

変更増となった主な要因といたしましては、本年の3月7日から8日の降雨により、かなりの量が降りました。そして、美波羅川の水位が上昇し、作業ヤード及び河川内を締め切っていた土砂が流出しました。そのため、再度の土砂流出防止のため、大型土のうの設置、作業ヤードの盛土、河川汚濁防止のためのシルトフェンス等の設置を行ったものでございます。

説明は以上でございます。御審査の上、御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○保実委員長 それでは、質疑をお願いします。

掛田委員。

○掛田委員 私は、仮契約まで至っているわけですから、これをどうこう言うつもりはないんですが、もう一度聞くんですが、ですから、積算については本庁のほうでされているということで、もう間違いないということですね。

そして、もう一つ、最初に執行部のほうから提案があったときに、ちょっと違和感を感じたのは、特別な工法が必要だということで金額が上積みになったというような、そういう説明だったかなど記憶しているんですけど、間違っていたら申し訳ないんですが、万から下は丸めていただいたほうがいいんじゃないかなと私は思うんですね。7,700円というのは、何を理由に細かいところの数字が出たのかという、ここを何点かお尋ねしたいんですけど、いかがでしょうか。

○保実委員長 加藤課長。

○加藤産業振興部付課長 1億5,367万7,700円というところだと思うんですが、基本的に工事価格というのがあります。それに消費税10%を掛けて、そちらの金額になります。消費税の前の工事価格につきましては、基本的には1,000円丸めにしてあります。1,000円を丸めたものを消費税10%つきになると、結果的に7,700円、税込みということになります。基本的に税前は端数処理させていただいております。

○保実委員長 掛田委員。

○掛田委員 積算についても、これも本庁のほうでされておるわけですね。

○保実委員長 加藤課長。

○加藤産業振興部付課長 頭首工につきましては、測量、設計を委託した農業土木の専門家の、広島県土地改良事業団体連合会という財団が、そういった農業土木の指導、監督をする組織、県の組織なんですけれども、ここに測量、設計を委託したときに、概算的な設計書の作成もお願いをしていますので、直接これは市では設計はしていません。

○保実委員長 ほかに。

月橋委員。

○月橋委員 さっき先走ってしまったんですが、金額の増加の理由が3月7日の雨で、ちょっと災害の部分が広がってしまったということが理由であって、先ほど、委託して見積もった業者さんの間違いじゃないんですけど、金額が適正だったのかどうなのかということもあると思うんですけど、それはどうなんですか、その辺は。難しい見積りだったかもしれないですけども。

○保実委員長 加藤課長。

○加藤産業振興部付課長 塩町の頭首工の現場につきましては、当然川の中の作業内容になります。当然出水期ではない11月から、基本的には3月の降雨の時期に重ならない工事期、工法になりますけれども、通常水位から少ない河川、少ない中で、標準的な仮設計画、具体的には水を締め切って工事をするようになるんですけども、その水を締め切るために大きい大型の土のうだったりとか、機械を川に入れるために仮設道路を造ったりとかいうのは、基本的には標準のパターンで当初発注をかせせていただいていたように、3月7日から8日にかけての雨によって川の水水位が、今回、美波羅川なんですけれども、通常の水位より90センチ水位が上がっています。その関係で、締め切った土のうとか、仮設盛土を

していたところが多少流出をして、新たに土のうを、今後、そういったことが再度あってはいけないということも含めて、土のうを再度1段積んだとか、そういった経費で増額した。併せて、河川のことでもありますので、汚濁等の発生防止のために、通常あまり設置しないんですけど、シルトフェンス、いわゆる汚濁を防ぐフェンスを河川内に設置したとかいったことをやった経費が主な経費で、増額を伴ったということでございます。

○月橋委員 ありがとうございます。詳しく分かりました。

○保実委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 それでは、ないようですので、議案第88号の質疑を終結いたします。

午前中はここまでということで、産業振興部の皆さん、ありがとうございます。午後、現地の方ということで、よろしくお願いをします。

それでは、退室をお願いいたします。

(執行部退室)

○保実委員長 午後は現地確認で、3か所予定していたのが、雨の関係もありまして、2か所ということにいたします。そして、再開は1時からとしますので、1階の玄関のところへ皆さん集合してください。各自、長靴を持っておられる方は持っていかれたほうがいいと思います。

では、それまで休憩といたします。

午前11時45分 休憩

午後15時10分 再開

○保実委員長 再開いたします。

現地確認、お疲れさまでした。

それでは、付託された4件のうち、請願を除いた3本、これの採決を採りたいと思います。お手元に配付の産業建設常任委員会審査報告書に沿って採決を採ります。

それでは、これより議案第86号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第86号、工事請負契約の締結について、全員一致で原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 御異議なしと認め、議案86号は全員一致をもって可決といたします。

次に、議案第87号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第87号、工事請負契約の締結について、全員一致で原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 異議なしと認め、議案第87号は全員一致をもって可決といたします。

最後に、議案第88号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第88号、工事請負契約の変更契約の締結について、全員一致で原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 異議なしと認め、議案第88号は全員一致をもって可決いたします。

以上で産業建設常任委員会に付託されました議案の審査を、3本の部分は終わりとさせていただきます。

以上で本日の日程を終わりました。委員の皆さん、何かございましたら発言よろしく申し上げます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 ないようですから、以上で本日の委員会を終了します。

なお、明日は委員会は10時から再開いたしますので、よろしく申し上げます。本日は大変お疲れさまでした。

午後15時20分 閉会

三次市議会委員会条例第28条第1項の規定により、ここに署名する。

令和2年6月18日

産業建設常任委員会

委員長 保 実 治